

介護サービス等の提供に係る事故報告等について

1 概要

指定介護保険事業者は、運営基準において、利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう事故発生時には速やかに必要な措置を講じることとされています。

必要な措置のうち、「市町村への連絡」については、「[浜田地区広域行政組合介護サービス等の提供に係る事故報告取扱要綱](#)」の規定により実施してください。

2 報告すべき事故の範囲

(1) サービス提供中（サービス終了後に送迎を待っている間及び送迎中を含む）に発生した利用者の死亡、負傷

① 病気死亡は報告対象外です。ただし、死因等に疑義が生じている場合は報告が必要です。

② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故は全て報告してください。

(2) 食中毒の発生 (3) 感染症等の発生 (4) 誤薬

(5) 行方不明者の発生

(6) 職員（従事者）の法令違反その他不祥事等の発生

(7) 高齢者に対する虐待又はそれが疑われる事例の発生

3 市町村への報告

報告先

被保険者が所持する被保険者証の所在地の市町村

浜田市が住所地の利用者 浜田市健康医療対策課 TEL：0855-25-9320

江津市が住所地の利用者 江津市高齢者障がい者福祉課 TEL：0855-52-7480

※被保険者が住所地特例者の場合は、住所地特例施設入所前の住所地の市町村

第1報

事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に、電話もしくは「介護サービス事故発生報告書（以下「事故発生報告書」という。）」により、

1 サービス提供中に発生した死亡、負傷の場合

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 事故状況 | (4) 事故の概要 |
| (2) 事業所の概要 | (5) 事故発生時の対応 |
| (3) 対象者 | (6) 事故発生後の対応 |

2 感染症等の発生の場合

- | |
|-----------------|
| (1) 事業所の概要 |
| (2) 感染症の概要 |
| (3) 感染症の発生と経過状況 |

を、被保険者が所持する被保険者証の所在地の市町村へ報告してください。

第2報

事故の原因分析及び再発防止策を検討し、事故発生後概ね2週間以内に事故発生報告書により市町村に報告してください。

事故処理が長期化する場合は、途中経過について、事故発生報告書により適宜報告してください。

4 事故発生報告書の記載について

第1報

第1報として報告し、以降も報告を行う場合、下記のとおりチェックのうえ、少なくとも1から6（感染症等については1から3）までの項目を記載して報告してください。

介護サービス事故発生報告書（事業者→浜田市 江津市）

※第1報は、少なくとも1から6までについて、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第__報 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

第1報を最終報告として報告する場合、下記のとおりチェックのうえ、全ての項目を記載して報告してください。

介護サービス事故発生報告書（事業者→浜田市 江津市）

※第1報は、少なくとも1から6までについて、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第__報 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

第2報以降

第何報かを記載してください。最終報告であれば「最終報告」にチェックのうえ、全ての項目を記載して報告してください。

介護サービス事故発生報告書（事業者→浜田市 江津市）

※第1報は、少なくとも1から6までについて、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第2報 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

5 「介護サービス等の提供に係る事故の状況」について

当組合圏域内において発生し、報告のあった事故について、当組合ホームページに、年度ごとに統計情報を掲載しています。ご覧いただき、事故を未然に防ぐためにご活用ください。 [▶介護サービス等の提供に係る事故の状況について](#)